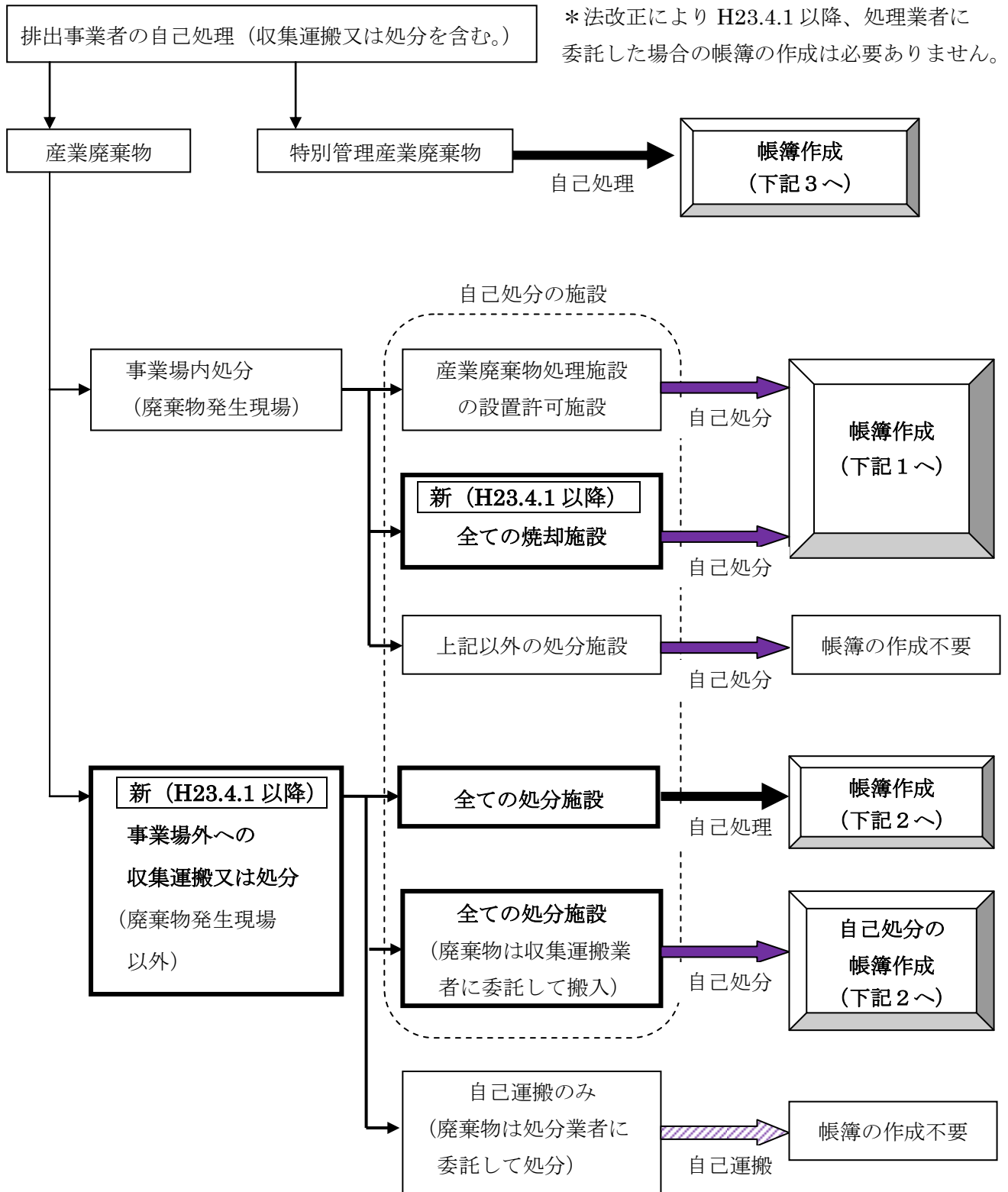


排出事業者の産業廃棄物の自己処理に係る帳簿の作成について（概要）

*帳簿の保存期間は5年間です。



1 排出事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合（事業場内の特定施設に限る。）

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された「産業廃棄物処理施設」又は「焼却施設（施設設置の許可対象外を含む。）」で自ら産業廃棄物の処分（再生を含む。）を行う場合、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに下表の事項を記載してください（産業廃棄物に石

綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその事項を含む。)

自己 処分	1	処分年月日
	2	処分方法ごとの処分量
	3	処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

2 排出事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合（事業場外の特定施設に限る。）

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら産業廃棄物の処分又は再生を行う場合、産業廃棄物の種類ごとに下表の区分（運搬又は処分）に応じて、必要な事項を記載してください（産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその事項を含む。）。

なお、処理業者に委託した場合の事項については、マニフェストの記載事項と重複していたことから、帳簿の事項から除外されました。

自己 運搬	1	当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2	運搬年月日
	3	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4	積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
自己 処分	1	当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2	処分年月日
	3	処分方法ごとの処分量
	4	処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

【留意事項】

- 産業廃棄物処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する設置許可対象施設です。
- 産業廃棄物を排出した事業場内の施設で自ら処分（再生）を行う場合、その施設が産業廃棄物処理施設又は焼却施設（施設設置の許可対象外を含む。）でなければ、帳簿の記載義務の対象外です。

3 排出事業者が特別管理産業廃棄物を自ら処理する場合

事業活動に伴い生ずる特別管理産業廃棄物を処理する排出事業者は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに下表の区分（運搬又は処分）に応じて、必要な事項を記載してください。

なお、処理業者に委託した場合の事項については、マニフェストの記載事項と重複していたことから、帳簿の事項から除外されました。

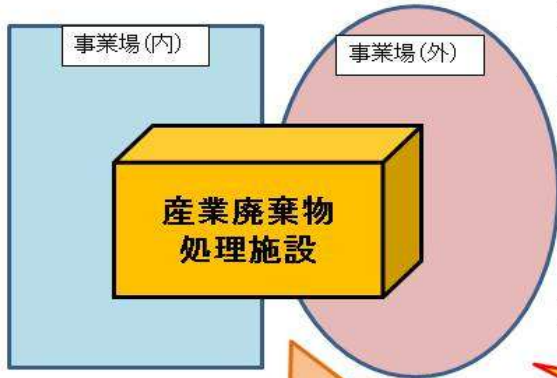
自己 運搬	1	当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2	運搬年月日
	3	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4	積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
自己 処分	1	当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2	処分年月日
	3	処分方法ごとの処分量
	4	処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

【参考例】

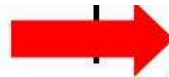
	排出事業者				
	産業廃棄物を自ら処理する場合				特別管理産業廃棄物を自ら処理する場合
	事業場内			事業場外	
	全ての焼却施設	許可施設	許可対象外施設		
帳簿作成義務	○	○	×	○	○
具体例	家具製造所で生じた木くずを当該現場内に設置した自己の焼却施設で焼却	家具製造所で生じた木くずを当該現場内に設置した自己の破碎施設(処理能力5t超/日)で破碎	家具製造所で生じた木くずを当該現場内に設置した自己の破碎施設(処理能力5t以下/日)で破碎	建設工事現場で生じた木くずを当該現場以外の自己の破碎施設の設置場所まで移動して破碎	病院で生じた感染性産業廃棄物を事業場内や事業場外に設置した自己の滅菌処理施設で処理

【改正前】

排出事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合…
帳簿を作成する義務があったのは？

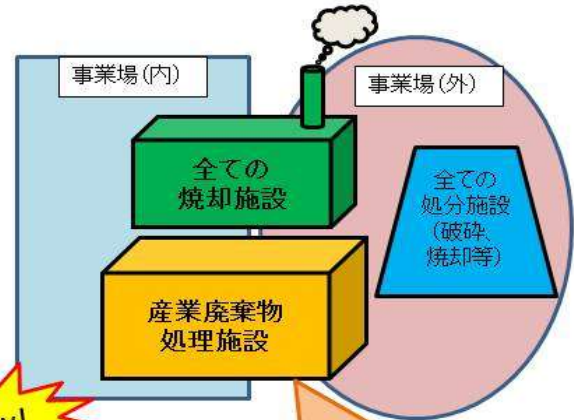


帳簿を作成する義務があった対象者は、
・「産業廃棄物処理施設(施設設置許可あり)」を設置している事業者。



【改正後】

排出事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合…
帳簿を作成する義務があるのは？



New!

今回の改正で、帳簿を作成する義務がある対象者を「追加」
①「焼却施設」及び「産業廃棄物処理施設(施設設置許可あり)」を設置している事業者。
②「事業場外」において産業廃棄物を処分(再生)する事業者。